

台湾出兵と国際法

——台湾蕃地事務局における戦時国際法の研究を中心として——

後 藤 新

はじめに

- 一 台湾蕃地事務局における国際法研究の準備
 - (一) 公法課の設置
 - (二) 公法課に出仕した官吏
 - (三) 国際法にかんする書籍の購入
 - (四) 左院御雇外国人デユブスケによる見込書の提出
- 二 戦時体制の整備

- (一) 「ケント氏著述万国公法」の翻訳
 - (二) バリ宣言の受諾をめぐって
 - (三) 戦時法の作成
 - (四) 「宣戦詔勅案」の作成
 - (五) 海上裁判所の設置
- 三 台湾出兵の終了
- おわりに

はじめに

明治七（一八七四）年におこなわれた台湾出兵は日清間の外交問題であったが、明治政府の視線は常に、清国の先に西欧列国を捉えていた。内務卿大久保利通が台湾蕃地事務都督西郷従道による出兵の強行を受け、「此上

可成清国ニ対シテハ勿論外国交際上不都合ナキ様注意シ生蕃処分着手宜ヲ得寛急順ヲ追ヒ其目的ヲ達スルノ所断ニ出ル外考慮無之⁽¹⁾」と述べたことも、これをよく示している。

明治政府が台湾出兵の計画立案のさい「専ラリゼンドルニ依頼シ殊ニ外国ニ関係ノ事ニ至リテハ同氏ニ委任⁽²⁾」したことや、大久保がいわゆる北京談判において司法省御雇外人ボアソナードを顧問としたことは、よく知られている⁽³⁾。しかし、台湾出兵をめぐる清国との交渉が難航し、開戦の準備が進められた七月以降、政府内において戦時国際法の研究がなされていたことはあまり知られていないようだ。開戦準備期における国際法研究については、台湾蕃地事務局で翻訳され明治九年十一月に刊行された大音龍太郎校正『堅土氏万国公法⁽⁴⁾』がいくつかの研究において触れられているが、いずれも同書を紹介するに過ぎない⁽⁵⁾。

一般的に、日本における戦時国際法への適応を考えるさい、日清戦争が「その最初の試金石⁽⁶⁾」だったとされる。しかし、台湾出兵においても「明治日本の指導者層は、その真の意味を理解していなかったとしても、おそらく功利的な観点から、国際法とくに戦時国際法の順守に努めた⁽⁷⁾」様子は確認され、明治政府では実際に戦時体制の整備に着手していたのである。

本稿では以上より、日清開戦に備えおこなわれた国際法に基づく戦時体制の整備について考察を試みる。筆者が浅学疎覧なため拙い論稿ではあるが、諸賢兄方から厳しい御意見をいただければ幸いである。なお、本稿では「処蕃始末」(国立公文書館蔵)に所収された文書を多く利用しているが、文章中にある(第□×冊)もしくは(拾遺之□)との表記は、同史料の冊数名を示している。

一 台湾蕃地事務局における国際法研究の準備

(一) 公法課の設置

台湾出兵は明治七年五月、事務都督西郷従道による強行出兵によって開始される。台湾蕃地における戦闘は短期間のうちに終了するが、台湾出兵はすでに清国との外交問題へと発展していた。そして、七月上旬に開かれた評議では、交渉の次第では開戦も辞さないとする強硬的な決定がなされる。そのため、開戦に備えた軍備増強が進められるが、その一方で大久保は開戦の回避を目指し、全権弁理大臣として北京に赴き交渉を継続させる。いわゆる北京談判の開始である。

七月の評議決定以降、清国との開戦危機が高まるなか、明治政府では国際法研究の必要を改めて認識していた。右大臣岩倉具視は、太政大臣三条実美へ提出した「清国事件ニ付即今御施行順序」において、「都テ戦争ニ関スル公法取調置候事」と記している。明治政府では出兵計画立案のさい、「外国ニ関係ノ事」をリゼンドル(Legender, C. W.)に委任したことで事態の混乱を招いたから、同じ轍を踏まないよう注意したのであろう。

戦時国際法の研究を主に担当したのは、台湾蕃地事務局であった。⁽⁹⁾台湾蕃地事務局には公法課が設置される。なお、公法課の設置された時期は判然としないが、台湾蕃地事務局が研究を本格的に開始した九月上旬ではないかと思われる。⁽¹⁰⁾

七月の評議決定以降、台湾蕃地事務局では早くから戦時国際法の研究が必要と認識されていたようだ。事務局長官大隈重信は八月八日、文部省へ御雇外国人法学教授グリズビー(Grigsby, W. E.)の所在を問い合わせており、東京滞在を確認すると、「当局事務ニ付右同人へ拙者ヨリ直ニ問合候儀モ可有之又人ヲ以質問為致候儀モ可有之ニ付其節ハ厚ク尽力従事候様」(第三三冊)依頼している。

また同日、司法省に御雇外国人ブスケ (Bousquet, G. H.) の所在を確かめており (第三三冊)、九月四日には同省へ「即今之形勢ニ付臨時海外出師可相成モ難計候就テハ予メ公法条件詳明ニ取調置不申候半テハ各国交際上ニ差響不都合相醸候程掛念不尠候」(第四二冊)として、ブスケ及びヒル (Hill, G. W.) の台湾蕃地事務局への出仕を求めている。

司法省では「ヒルハ明日 (九月八日―筆者) ヨリ十時ヨリ三時迄出頭フスケーハ時々出頭候様兩人江相達申候」(第四二冊)と回答しており、台湾蕃地事務局による戦時国際法の研究はヒルを中心におこなわれることとなる。⁽¹¹⁾ おそらく、ヒルの出仕に伴い公法課は設置されたのであろう。

(二) 公法課に出仕した官吏

公法課へ出仕が確認できる官吏は四名であるが (第一〇八冊)、九月より前から台湾蕃地事務局へ出仕していたのは、七月二十八日から出仕した大蔵省八等出仕大音龍太郎と、八月二十四日から出仕した正院九等出仕柿崎家保の二名に過ぎない (拾遺之三・第三八冊)。九月九日には大蔵省八等出仕金田清風が台湾蕃地事務局へ出仕するが、これは公法課の設置に伴うものであるうか (第四四冊)。さらに十月二十五日からは、大蔵省十四等出仕伊藤長有が出仕する (第一〇八冊)。

このほか、十月二十八日より海軍秘書高島眉山および同十一等出仕丸岡莞爾の二名がヒルへ国際法について質問のため十日ほど出仕している (第六六冊)。また同月三十一日、司法省明法寮より中法官荒木博臣および大属大築拙蔵が御用掛として台湾蕃地事務局に出仕するが (第七〇冊)、やはり国際法研究のためであった。⁽¹²⁾

(三) 国際法にかんする書籍の購入

戦時国際法の研究をおこなうには、関係書籍を揃えることも必要であった。大隈は公法課の設置以前より、政府内における洋書の所蔵状況の把握に努めていたようだ。例えば、陸軍省へ八月二十四日、「当局ニ於テ要用之義有之洋籍書目数取調候ニ付御省御蓄蔵之分乍御手数御調査之上至急御差廻有之候様存度此段及御依頼候也⁽¹³⁾」として、洋書の所蔵状況を尋ねている。おそらく他省にも、同様の依頼をおこなっていたであろう。

九月四日には、外務省へ「今般蕃地処分儀ニ付取調度筋有之候」(第四二冊⁽¹⁴⁾)として「御省御所有ノ和訳万国公法(『和解万国公法』か―筆者)全部当分当局へ借用致度」と依頼している。また文部省へも、七日に「ケント(Kent, James―筆者)氏著述万国公法三部大至急入用候」、翌八日には「畢洒林(Simon, Vissering―筆者)氏万国公法(真片仮名本標題ニ官版トアリ)」を「即刻式部回付」するよう依頼し、「右ノ外ニ万国公法和解ノ書又ハ類似ノ書モ候ハ、一覽イタシ度候ニ付乍御手数官版又ハ誰ヘ准许ノ次第委詳御回答被下度」と求めている(第四二冊)。台湾出兵の計画立案のさいと比較すれば、国際法にたいする認識の変化には目を見張るものがある。

ただし、明治政府の所蔵している関係書籍が全て台湾蕃地事務局に集まったとしても、戦時国際法を研究するには十分でなかったようだ。ヒルは九月十七日、「献言メモランダム」(第四九冊)を大隈に提出するが、そこでは西欧列国と不平等条約を結んでいる日本の特異な状況を指摘し、開戦のさいには「欧州亜国ノ間ニ在ル義務ト全ク異ナル義務之ニ加ハリ欧亚ノ人ノ看テ以テ拠証ト為ス戦時法律書ニモ全ク頼ル能ハス又欧亚ノ法律学ニ長シタル人ノ裁定論述シタル戦争ニ関係ノ法律大意ヲ述ヘタル者ニモ頼ル能ハス」として、一般的な戦時法理解だけでは「他日起ルヘキ許多ノ困雜ナル件々」に「直ニ依頼スヘキ論」はないため、「専ラ論理推究ノ方ニ拠ラサルヘカラス」と述べている。

ヒルによれば、明治政府が戦時国際法の研究をおこなうには、様々な分野にわたる大量の書籍が必要であった。

表 1 「法律書々目」

著者名	書名	冊数	著者名	書名	冊数
レランレウヒ	*万国商法規則	4	マンデ・ボル ロック	*商船規則	1
	デツコー褒章一件処分書	1	ルッセル	*約定法論説	1
	印度管轄法〔千八百五十三年ヨリ千八百五十六年迄〕	2	テイロル	証書式	2
			ケンツ	米国法律註解	4
	ボンペー上裁判規則	1		常例及ヒ憲法ノ実況及功用	6
	*印度及ヒ東印度会社規則	1	マルシヤル	*航海保険法	1
	マドラス規則及ヒ事務〔千八百〇二年ヨリ千八百四十七年迄〕	1	アルノルド	*航海保険及討銀法	2
			ステヘン	代言法	1
			ヒルラル	家財分散	1
スッゼン	万国条約法	2		銀行条例及ヒ功用	2
グレスレー	公平裁判証書式	1	ストーリー	公平裁判法学	2
ニノーロルス	内国法律書	1	エボット	フホルムス	2
ウワフテルス	*国民法律書	1		加利福尼プラクチャーシエクト	1
スミッツ	訴訟案内	2			
リンドレー	結社法論説	2	バウウィール	*法律字書	2
トュードルス	公平裁判訴訟案内	2	ス		
	諸法律先循ノ小説	1	ハンサントウ	公平裁判法	2
スッゼン	財産法	1	ョールツ		
フリッチャルド	*海軍局法律集	2		スタルキーランスランドル	1
			バルソン	約定書	3
グロチュース	戦時及ヒ平和ノ権限	1	バルソン	*諸船及ヒ海軍法	2
ホワイテヴラルツ	公平裁判先例	6	バルソン	*航海規則	2
			バルソン	証券及ヒ勘定書法	2
サンダル	ジョスチニアン教育書	1	バルソン	*商業規則	1
ウィルトマン	*万国公法	2	グリーリーフ	証書法	3
	*商船規則論説	1	ハルトン	米国刑法	3
スミッツ	*商業規則	1	ベン子ツト	ストーリーランユゼンシー	1
ウードフホル	領主及ヒ管轄ノ法	1		*損害処分法	1
				*結社ノ小説	1
エッジソン	約定規則	1		ドレーキランアツタッチメント	1
チッチー・テムプル	*擔夫規則	1			
	犯罪及ヒ失錯	3	ビショップ	*フホルストブックヲフゼロー	1
エボット	*商船及ヒ水夫規則	1		チッチースブレッキストン	2
エッジソン	犯罪人及ヒ其救助法	1	コンクリング	*合衆国海軍局法	1
ウィルソアムス	*動産法	1	ユスチース	代言及ヒ規則	3
				合衆国上裁判決議書	1
ストーリー	*貨物譲渡法	1	バルボールランバルチース		1
ブリドュー	譲渡状書式先例	2	カルトウエルランアルビト		1
バルトン	*法律字典	1	レーシュン		

著者名	書名	冊数	著者名	書名	冊数
アルチボルツ	内国代言法	1	ブレッキスト	改撰省略法律書	1
ヒルドマルド	*航海保険法	1	ン		
	チールンス、レメイन्दル、 エント、デバイシス	1		シツプメンス、ノタリーマ ヌアル、エント、コンウェ ヤンセルスエッシシタント	1
	ギルベルト、ラン、ユース	1			
スツゼン	売主買主ノ法	1	スミッツ	主僕法	1
	ルッセルランアルビトレ シユン	1		損害法論弁	1
			スミッツ	領主及管轄ノ法	1
ビンハム・マ ルウィン	リユーツコーブナンツエン トマンヂーシュンス	1	アルチボルツ	罪人代言	1
ベッツ	*海軍局法	1	ステヘン	代言法	1
	公平裁判詞訟法	1	ブルレン	代言先例	1
	ナポレオン章程	1		パコン、ランリーセス	1
クーペル	不動産規則	1		チッチース、アルチボルツ ブラクチャーシ、ヲフ、ゼ、 コールト、ヲフ、クインス、 ベンチ	2
	チツチースホルム	2			
	ハルリソンスポインツ。ワ ットキンスプリンシブルス ステヘンスプレセデンツ	1	スミッツ	ブラクチャーシ、ヲフ、ゼコ ールト、ヲフカンセリー	1
ウェストミン ストル	コムミッシュン、ヲフ、ソ ーエルスホル	1		ブルームス、セレクション、 ヲフ、レガルマキシン	1
ベスト	証書式	1		フホルムス、ヲフ、ブラク チカルプロシージングス	1
スターキー	証書法	3			
ダンセー	ホリー、デカニシア、ルー レールス	2	ウィッターケ ル	ブラクチャーシヨンドルコー ドス	1
	*ドッド氏エンドブルーク ス氏ローエンドブラクチャー シ	1		ブルシー、エンドボンヅ、 ローユンドブラクチャーシー ンバンクルプトシー	1
	アルチボルド、ニウ、ブラ クチャーシ	2		デース。コンモンローブラ クチャーシ	1
	同コムモンローブラクチャー シ	1		英国憲法〔千八百四十年ヨ リ千八百七十年迄〕	31
	ストランス〔ブラクチャーシ、 バイ、ウェストービー〕	1	チッチー ホルム	憲法類篇	2
	一般健康法	1		憲法類篇	2
	ムチニーエクト〔戦争ノ 条〕	1	タイルウィッ ト・クインデ ール	憲法集	2
ステヘン・ヒ ンダル	代言ノ理	1		法律集附法律日記〔千八百 五十年ヨリ千八百七十年 迄〕	53
	ブルークス、ランゼヲッフ ヒーシエントブラクチャーシ、 ヲフ、エ、ノタリー、ヲフ、 イングランド	1		ボムペー規則	1
				ベンガル規則	3

著者名	書名	冊数	著者名	書名	冊数
ブレッキストン	法律案内	1		印度総領台ノ所務	1
				刑法章程註解	1
	*レグレーション、ラフ、 ヴウイシアトミラリチー、 コールドエブロード	1		ブルフヒールドランレーチ ング	1
	印度刑法章程	1		不朽ノ法	1
	ジヨスチニアン、教育書	1		約定法	1
	セトンランデクリース	2		鉄道法律	1
ハルリソン	法律集	4		県代訴人ノ置分	1
	王族訴訟ノ件	4		クオールトルセシヨンス 〔裁判所ノ一名ノ所置〕	1
	当今置分ノ件	2		デョイントストックコンペ ニー〔会社ノ一名ノ法〕	1
	内閣報告書	3		教育法	1
テッライー	イクキティー〔但シ法律ノ 名表〕	4		合衆国上院規則	1
ドラフトマン	イクキティー	1	コーム	刑法設立ノ原由	1
	女王ノ規則并海軍律教授本	1		撰挙法	1
	「ホンコン」ノ大砲書	1		蘇国法律	1
クート	地主并借主ノ事	1		讓狀ノ書式法	1
チッティー	刑法書	2		「ハリソン」氏「ダイヂェ スト」	2
ボルン	裁判書	5			
スワビー	海軍裁判所届書	1	ウキル	「シルクムスタンシアール キウキテンス」	1
トブソン	海軍裁判件	2		執行者及ヒ承業者ノ法則	2
ハッガルト	海軍裁判所届書	3	レウキス	保証并保証人ノ法則	1
ロビンソン	海軍裁判所届書	2		鉄道建築書	1
エルワルト	海軍裁判件	1		書目ノ先例	1
ロビンソン	海軍裁判件	6		奴隸売買ノ定約	1
	法教并海軍裁判所并破産ノ 届書	2		証券印紙法	1
	海軍裁判所届書	1	パウル	証券法	1
ウキリス	イントルロゲーション	1		ベストアイシスアクト	1
コリンソン	風癪	2		讓産法	1
ボルド	法律抜粹	2		免許法	1
	教法担当者「カウンスル」 ノ指令	7		築城書原由	1
	当今讓狀書式ノ先例略	1		教育法則	1
	「メールドシャスサーデス タテュー」	1		「ムーフムタン」法律書	1
				不動産販売法則	1
				破産綱目	1
ソリシトアス	掌簿法	1		ブラクティースオフコロノ ルス	1
	証書法ニ付千八百五十五年 ノ処分書	1		*海軍権	1
	地方裁判手續キ書	1		慣習法ノ所置	1
	英領印度処分法	1		レチスレーションアクト	1

著者名	書名	冊数	著者名	書名	冊数
	印度地方刑法書	1		代言人位階表	1
	ベンチフォルムスリスト	1		「デョイントストックコム ペンース」会社ノ名法令	1
	使節ノ法則	1			
	フォルムスオファクション アトロウ	1		「フリンシブルアンドシユ ールティー」ノ法則	1
	「チャンセリ」庁ノ所置	1	アムスウラル	羅甸字書	1
	「チャンセリ」庁ノ訴状	1	ツ		
	告状ノ法則	1		ロツセルフハーコルスエン ドブローケルス	1
	「マンテティアル」庁ノ法 則	1		ジョンソン著字書	1
	動産除免法	1		日仏対訳字書	1
	讓状ノ書式法則	1		チャイナダイレクトリー 〔支那条約書附〕	1
	*商船積荷法則	1			
	*同改正	1	ハムムルス	税関法律	1
	掌中法律書	1	バイル	銀券及証券ノ法	1
	「シヤボルトルス」案内書	1	モールス	為替法	1
ヒータイス	鉄道書	1	ヒートン	万国公法	1
	ブラクチャーシ、ラン、クリ ツス	1	ヒールニモー ルス	万国公法	2
	家産税法則	1		合衆国総審司ノ説	12

※1 台湾蕃地事務局の閉局後、書籍の多くは司法省に移管された（第一一二冊）。

※2 *印は台湾蕃地事務局の閉局後に大蔵省汽船掛に移管された書籍を示す（同上）。

ヒルは十八日、「必用之書籍ニ付御備置相成度」としてハレッツキ著『万国公法』およびフリモール著『万国公法』⁽¹⁵⁾を、また二十七日には関係書籍計四〇六冊の購入を大隈に求め、許可されている（第四九冊・第六八冊）〔表1参照⁽¹⁶⁾〕。

（四）左院御雇外国人デュブスケによる見込書の提出

このように台湾蕃地事務局では研究の準備を整えていたが、デュブスケ (Du Bousquet, A. C.)⁽¹⁷⁾から提出された見込書も大いに参考とされた。

デュブスケは台湾出兵の行方を非常に懸念しており、台湾蕃地事務局では九月上旬、大隈に「ジブスケ内話ノ次第モ有之候ニ付同人儀当局へ折々出仕ブスケヒール同様御質問相成度候而者如何候哉」（第四六冊）と上申する。そして、デュブスケは九月十二日および十四日の二回にわたり、「和議成タル時須要ノ定議」および「戦争策論」の二編からなる長文の見込書を提出しているの

ある(第四六冊・第八〇冊)。

デユブスケは第一篇において、「日本ニテ其蕃地ニ占拠シ恰モ日本ノ領地タルカ如ク之ニ殖民ス可キノ需要ヲナスハ非理ノ需要ニシテ：決シテ之ヲ真ナリト為ス可ラス」として、明治政府による蕃地占領の正当性を否定し、さらに「日本ヨリ須ラク支那ニ向ヒ言フ可シ曰ク汝果シテ台湾ノ君ナラハ我等ヲ保護セヨ若シ然ラサレハ我等ノ自カラ我カ人民ヲ保護スルヲ妨クル勿レト蓋シ此事ハ嘗テ副島氏北京ニ在リシトキ明カニ之ヲ弁スベキニ當時之ヲ弁セサリシハ頗ル歎スベキ処ナリ」として、明治六年に副島種臣によつてなされた清国との交渉についても批判している。

第二篇では、軍事教官であつたデユブスケらしく、開戦の手順から戦時において注意すべき点にいたるまで詳細に述べている。デユブスケは「先第一ニ戦争布達ヲ速迅ニ関係ノ政府〔其布達ヲ可遣答ノ政府ヲ云フ〕へ通達スヘキコト一大寛容ナリ」として、敵国および関係国への宣戦布告を必要とし、さらに自国の外交官が取るべき行動や、敵国の外交官の取り扱いについても記している。

また、在留清国人の取扱についてデユブスケは、「在留清国人放逐ノ権日本国ニ有持セルコト判然タリ」とし、「商業ヲ害セスシテ穩当ニ放逐ノ権」を行使する方法として、上海や香港、あるいは米国などの外国籍の清国人や外国人に雇われている清国人、「銀行渡世清国人」を除く「清国小商人」を「放逐」すべきだと述べている。

さらにデユブスケは、「方今日清国興戦ノ如キ軍ノタメニハ此權利ヲ保有スルコト一大要務ト思ヘルナリ」として、局外中立国の商船にたいする「船内往査ノ権」を如何にして確保するかが、明治政府にとつて重要だとする。デユブスケは、明治政府が不平等条約によつて「西洋各国ト同権ノ地位」に無いことから、「海上ニテ商ヲ営ム各国人民」は「船内往査ノ権」の行使に難色を示すだろうとし、「各国ニ日本往査ノ権限ヲ承諾セ令(まま――筆者)メンコトラ予メ在日日本各国公使ニ談判スルコト一大難事」と懸念するのである。

デュブスケは、宣戦布告のさい、関係各国に知らせるため海外の日本領事館に通知すると同時に、「公然ト当国在留各国公使へモ同様其旨ヲ告知スルコト正然タレハ礼讓ノ一大典ニナルベケン」として、各国の在日領事館にも通知すべきと強調していた。なぜなら、各国の駐日公使は「全權著大ニシテ決ヲ自己ニ採ル」ため、「交戦ノ初端ニ当ツテ勢ヒ彼等ニ不満足ヲ得セシメサルヲ要シ以テ彼等ノ心望ヲ得レハ後日其功ヲ奏スル甚タ大ナリ」と考えていたからである。デュブスケは「清国ニテハ既ニ外国交際上ニ手練シ各国公使ヲシテ能ク清国ノ交際方道ニ熟練セシメタリ」と、外交手腕にかんしては、清国が明治政府より巧者であるとし、明治政府にも、各国公使への対応に細心の注意をはらうよう助言している。

このためデュブスケは、「船内往査ノ權」を確保するためにも「捕物法院」の設立が不可欠だとする。これは、日清戦争において明治政府が設置し、西欧列国から高く評価された、捕獲審検所 (Prize court) の設置を勧めるものであった。⁽¹⁸⁾

二 戦時体制の整備

(一) 「ケント氏著述万国公法」の翻訳

大隈は、文部省より「ケント氏著述万国公法」『国際法注釈』(Commentary on international law)⁽¹⁹⁾が届くと、直ぐに翻訳作業を始めた。佐原純一郎は、その様子を次のように回想している。⁽²⁰⁾

大久保参議が、全權大使で、支那へ応接に出かけて行つた、さうして、談判中に、或は破裂して宣戦の公布がありはせぬかと云つて居る最中賊ヲ見て繩を縛ふような訳で、政府で、俄に、万国公法と云ふものを翻訳しろ、と云ふことになりました……「ケント」の万国公法と云ふのを翻訳せよ、と云ふ命で、翻訳局で、可なりの大冊を、二十日間を限つて、

割り訳をする」と云ふ事になつて、英文の読める人は、総が、りで、昼夜、翻訳をした。

佐原の回想からは、明治政府の国際法理解が拙かつたこと、また、日清開戦の危機の高まりによつて、政府内の国際法への関心が一気に高まつたことをうかがい知ることができよう。

先述したように、翻訳された「ケント氏著述万国公法」は明治九年十一月、『堅土氏万国公法』として刊行される。校正を務めた大音は、序において「本邦諸家ノ訳述スル所ノホイートン氏万国公法ノ如キモ亦類多ニ居ルト雖トモ概メ皆書中ノ四五章ニ止リ僅ニ其一班ヲ窺フノミ特リ此書稍々全豹ヲ見ルニ足ル」と記し翻訳刊行の意義を強調している。⁽²²⁾

ただし、大隈がなぜ『国際法注釈』の翻訳を命じたのか疑問が残ろう。大音に従えばむしろ、最も権威あるホイートン『国際法原理』(The Elements of International Law)の全訳こそ重要であつたはずだからである。⁽²³⁾

ここにはヒルの影響があつたように思われる。ケントは国際法学者としてよりも、アメリカ法学者として著名な人物であつた。⁽²⁴⁾ 米国出身の弁護士であつたヒルが、ケントの著作に親しんでいたことは容易に想像される。ヒルの出仕が決まつた直後に大隈が文部省へ『国際法注釈』を求めたことも、それがヒルの求めによることを示しているといえよう。

(二) パリ宣言の受諾をめぐつて⁽²⁵⁾

政府内では、私掠船の廃止等を定めた一八五六年のパリ宣言について、日本も順守すべきだとする動きが起きていた。⁽²⁶⁾

外務卿寺島宗則は九月二十四日、私掠船の廃止については「彼方於テ捕敵船差向ケ候勢ニ候得ハ我方於テモ同様其手配不致候テハ不相成」として、「此一条ハ實際ノ景況ニ就テ愈御決定可相成」であるが、他の条文につい

ては順守すると西欧列国に通告するよう三条に上申する。正院では「今後ノ景況ニヨリ本邦ニ於テモ遵守相成ベキ旨各国へ御報告：ハ固ヨリ至要ノ義ト存候」とし、私掠船廃止についても、もし清国が開戦にさいし「驕暴其法ニ依ラザレバ彼我曲直ノ分不言ノ表ニ判然タリ而シテ我ガ公権以テ各国ノ許ス処ト可相成存候」として、寺島の上申を採用する。

ただし、台湾蕃地事務局では正院の決定に反対した。大隈は「方今ノ勢ニテハ御遵守相成可然存候得共他日御軍備充実ノ節何様ノ事変出組不申共難予測殊ニ 皇国ノ儀ハ当時ノ会盟ニ御与リト申ニテモ無之」と述べ、「為御参照」として「御雇外国人ヒル問答書」を添付している。ヒルはパリ宣言について次のように述べていたのである。

巴里斯會議ニテ定ムル所ハ其会ニ加ハリタル国ニノミ行フヘキ者ニシテ始メ其会ニ列シタル国ハ元來僅々數国ノミニシテ他国ノ其規則ニ随フ者亦多ケレトモ其他ハ之ヲ順奉セス就中米國ノ如キハ其中ノ最タル者ナリ

是故ニ巴里斯會議ノ定ムル所ニ同意セサルノ国ハ海上ニテ敵ノ民物ヲ捕ルモ万国公法ニ犯触スルト為スヘカラス

台湾蕃地事務局では、十月十八日付稟議案で「皇国之儀ハ環海汪洋万一敵国來犯等ノ節ハ可成丈於海上其利根ヲ絶タサルヘカラス」と記しているように、日本の地理的環境からもパリ宣言の順守に否定的であり、「問答書」の提出を受け、すぐに通告の見合わせを正院に上申したのである。⁽²⁷⁾

(三) 戦時法の作成

このように明治政府による国際法研究は困難なものであったが、それでも台湾蕃地事務局では、「万国公法中戦時關係之件々類別取調略出来ニ及懸ケ候処別紙疑案之廉々剖明不致テハ外各例之取捨モ決兼候ニ付御雇外国人へ質問」⁽²⁸⁾するなどして、戦時法の作成に努めている。

「処蕃書類」公法類纂四に所収される、台湾蕃地事務局によって作成されたと考えられる戦時法は以下の通りである。

「居留支那人処置条例」

「戦時内国民心得書」・「戦時心得」

「局外条例」・「待敵条例」

「捕弩条例」・「査船条例」

「封港条例」・「停兵条例」

「和約条例」・「雜例」・「交戦条例」

紙幅の関係もあり、個々の条例について紹介することは出来ないが、このなかで最も作成が困難であったのは「居留支那人処置条例」だったようだ。ヒルとデュブスケの意見が大きく分かれていたためである。

デュブスケは在留清国人の国外退去を進言するの⁽²⁹⁾にたいして、ヒルは大隈より国内に寄留する敵国民の取り扱いについて「万国公法中未ダ適例ヲ見ズ」と問われ、十月十四日、「国内ニ在ル此等ノ人ヲ処置スルコトハ内国事務ニ属スルヲ：万国公法ノ中ニ索ムルハ無益ナリ」としながら、「敵国民ヲ領外ニ退去セシムルハ戦権ノ一ト謂フト雖モ之ヲ行フハ近例ニ反セルナレハ若シ此ノ如キ事ヲ為サハ他国必ス之ヲ目シテ酷ナル処置ト為スヘシ然レトモ若シ此ノ如ク為サント決スルトキハ其人民ニ公告シテ以テ十分ノ猶予ヲ与ヘ諸事ヲ弁シ退去ノ用意ヲ為スニ足ラシムベシ」として、強制的な国外退去に批判的な意見を述べるのである。大隈はヒルの意見を受け二十日、正院へ「寄留支那人処置之儀」は「内務外務司法三省之関係不尠儀ニ付至急何分之御決裁有之度⁽³⁰⁾」と求める。

なお、「居留支那人処置条例」では、宣戦より四十日以内に「凡ソ支那人我国ニ居留スル者ハ外国人雇入ヲ除

ク外一切居留ヲ禁ジ退去帰国背シムベシ」⁽³¹⁾と記されており、両者の意見を参考に行っていることがわかる。⁽³²⁾

(四) 「宣戦詔勅案」の作成

国内で開戦準備が進められていたところ、北京では大久保による交渉が続いていた。清国との交渉は難航を極め、明治政府には悲観的な報告が届けられる。明治政府では開戦を不可避と考え、デュブスケの見込書に基づき、ヒルおよびスミスに宣戦布告文の草案作成を命じた。⁽³³⁾ その時期は判然としないが、おそらく交渉の決裂が報じられた十月下旬であろう。⁽³⁴⁾

なお、ヒルらが草案を提出するのは「日清互換条款」調印後の十一月十九日であったが（第八〇冊⁽³⁵⁾）、台湾蕃地事務局では十二月十四日、「別紙宣戦詔勅並草案条件取調置候ニ付最早不用ニハ候得トモ一応供回覽候也」（第八八冊）として、「宣戦詔勅案」を提出している。これは明治政府によって初めて作成された「宣戦詔勅案」といえよう。

朕天ノ体命ヲ承ケ。万世一系ノ宝祚ヲ踐シ。宵旰競業トシテ。祖宗ノ鴻緒ヲ継述セントス。茲ニ我師罪ヲ台蕃ニ問ヒ。兇ヲ誅シ良ヲ撫シ旬日ニシテ定ル。此時ニ当テ。清国政府妄リニ異議ヲ張り。以テ義拳ヲ阻セントシ。譎詐百端。已ニ特派大臣ノ弁論ヲ容レス。又駐劄公使ノ觀礼ヲ拒ム。我ヲ辱ム。是ニ於テカ極ル。朕惟フニ我國武ヲ以テ国ヲ建ツ。世ヲ歴ル。一百二十四。年ヲ閱スル。二千五百有余。檀原尊鼎以來。未タ嘗テ外国ノ辱ヲ来スアラス。降テ朕カ躬ニ逮ヒ。此侮辱ヲ取り。苟モ含忍シテ雪ク所アラスンハ。我大日本帝国ノ威權。何ヲ以テカ立ン。朕亦面目ノ祖宗対スルナシ。乃チ謀リ。乃断シ。仰テ神明ニ誓ヒ。兵力ニ仗リ。以テ大儀ヲ清国ニ伸理セントス。爾忠良ノ臣民。朕カ已ムヲ得サルニ体認シ。共同奮勵。各自国ヲ愛シ。智勇ト身命トヲ惜マス。帝国ノ威武ヲ宣揚シ。彼レヲシテ暴慢不正ノ所業ヲ一転シ。重テ名譽ノ和議ヲ請フニ至ラシメヨ。爾臣民。夫レ依違スル勿レ。

(五) 海上裁判所の設置

以上のように台湾蕃地事務局では戦時法の整備に努めていたが、それと同様に重要とされたのが、デュブスケの見込書に記されていた捕獲審検所の設置であった。

ヒルも「献言メモランダム」において、「日本ニ於テ戦利法院（プライスコールト）ノ設ケナク欧亜各国ニ於テ海軍裁判所ト称スル者ト類似セシ裁判所ノ設ケアラサルコト」を「更ニ重大ノ難事」として、捕獲審検所の設置を進言していたのである。ヒルは、西欧列国に領事裁判権を認めている日本にとって、中立国の商船取り調べにかかわる裁判権を確保することは、「日本帝国ノタメニハ尤モ重要ナル問題」と述べている。

なお、大隈は九月十九日に横浜寄留米国人デヨンスと会見したさい、米国公使ビンガムが、もし「戦時禁物」を積んだ米国商船が日本海軍に拿捕され横浜港に引かれてきたら、領事裁判権に基づき、その審判は米国領事館においておこなわれるべきだと述べていたと告げられ、「恐ラクハ我ニ戦利法院ノ設ケナキニ因リテナラン」と回答しており、早くから捕獲審検所の設置を必要と認識していたことがわかる（第五〇冊⁽³⁶⁾）。

ヒルは「献言メモランダム」に続いて二十四日、「戦利法院覚書」（第五一冊）を大隈に提出する。同覚書でヒルは、「交戦ト中立国トノ貿易交際並ニ交戦国互相ノ交際ニ管スル中立ノ権利及ヒ交戦ノ権利ニ付右様ノ裁判所ニ於テ討論スベキ万国公法上ノ大理」について、ホイートンをはじめとする「諸大家」の説を挙げ、「戦利法院」設置の重要性を改めて強調している。

なお、「戦利法院」設置についてヒルが提出した複数の覚書を読むと、ヒルは台湾出兵の混乱を利用し、当時、台湾出兵に伴う経費削減により一時中止されていた司法制度改革を、自らが主導する形で実現させようとしていたことがうかがえる。

例えば、「戦利法院」は通常、戦時下において臨時に設置されるものであるが、ヒルは「戦利法院覚書」にお

いて、「余カ説ニテハ」と断つたうえで、領事裁判権の撤廃を目指すためにも「法律学ニ熟達セシ人ヨリ編制セル上等裁判所少クモ一箇ヲ至急ニ設ケ戦利訴訟ノ事ニ付キ其争訟裁判ノ權ヲ此裁判所ニ委任ス可シ」と述べ、常設の「上等裁判所」を設けて「戦利法院」の役割をそれに付するよう助言しているのである。⁽³⁹⁾

また、ヒルは「余ハ他ノ数氏ト共ニ右裁判所取設ケノ目論見書ヲ作りタレハ当今既ニ評議ノ為メ政府ニ差出シ相成リタリト思フ所ナリ」とも記しているが、この「目論見書」とは、時間は前後するものの、十一月二十四日に事務局内で供覧に付された「裁判所設置之儀ニ付見込書」（第八一冊）を指していると思われる。同見込書には、ヒルの司法制度改革案とともに「海軍裁判所取設ケノ法律案文」が記されており、この後に大隈が提出した海上裁判所設置伺は、明らかにこの「法律案文」を参考としていることが確認されるからである。

おそらくヒルは、先に「裁判所設置之儀ニ付見込書」を提出したが、台湾出兵の混乱を絶好の機会と捉え、自らが主導し司法制度改革を实行しようとして「上等裁判所」の設置を進言したのであろう。当時の司法省は「フランス法一辺倒」⁽⁴⁰⁾だっただけに、ヒルには台湾出兵が、米国人勢力を拡大させる最後の機会と映ったのかもしれない。⁽⁴¹⁾

九月二十九日に「戦利法院覚書」の翻訳が完成すると大隈はすぐに、海軍大輔川村純義および司法卿大木喬任へ相談し（第五二冊）、十月三日に連名で「海上裁判所設置ノ儀ニ付伺」を正院へ提出する（第五四冊）。

近來司法ノ建設既ニ成リテ裁判ノ諸序ヲ置カレシモ未タ海上裁判ノ序ナシ之レ或ハ我国外国へ航通ノ道未タ全ク開ケサルニ因ルカ聞ク遠西ニ於テハ司法諸裁判ノ外別裁判所アリテアドミラルテイ。アンド。マリタイム。コウルト。ト云フ此裁判序何ヲカ整理ス曰ク大要四科ヲ司ル一二曰ク海上ノ諸訴訟例へハ諸外国へ航スル諸船ニ関シタル諸訴訟ノ類諸船借切或ハ諸船抵当ノ借金等ヨリ起ル諸訴訟ノ類二二曰ク諸海船舶衝突及難船救助ヨリシテ起ル諸件三三曰ク海上刑法海

賊所分或ハ航海中先客犯法等右ノ三科ハ専ラ平時ニ属ス四ニ曰ク戦利物裁判は敵国ト交戦中我カ船舶ニ命シテ敵ノ船舶又ハ局外外国ノ船ニシテ戦時禁物〔兵器彈藥糧食其他敵ノ戰鬪ニ威力ヲ与フル物件ヲ云〕ヲ積載セタルヲ目撃スル時ハ直チニ之ヲ分捕シテ戦利物裁判ノ法院ニ致シ裁判ヲ乞フ乃チ是ナリ此一科ハ戦時ニ於テ臨時ニ設置スルヲ例トス総シテ此海上裁判所ノ司掌スル所唯ニ至要且至難ニ属スルノミナラス多クハ從來我國熟知ノ事ニ非サルヲ以テ裁判ヲ施ス甚ハタ其人ニ乏シ今清國ノ紛議結シテ解ケス万一事起ルニ方ツテハ恐ラクハ忽チ制肘ヲ覚ユルアラン因テ前言御採聽アリテ速カニ此法院設置ノ事御施行有之度随テ此庁ニ座シテ諸件ヲ裁決スルノ人恐ラクハ即今我國ニ住スル内外人ヲ総ヘテ一モ任ニ当ルモノナカラン希ハクハ遠ク欧米兩州ニ求メテ各国著名ノ裁判者一員至急聘來相成候様致度此段相伺候也

伺からもわかるように、大隈が選択したのは、「上等裁判所」ではなく「海上裁判所」であり、これは「海軍裁判所取設ケノ法律案文」に基づいたものであった。なお、正院では翌日、海上裁判所の設置を許可している。

しかし、ヒルは「戦利法院」を自らの野心のために利用することをあきらめない。ヒルは十月二十九日、「戦利法院取設ノ見込書」⁽⁴²⁾を大隈に提出し、「余カ考思スル所ニテハ右裁判所原有ノ権力ノ外ニ更ニ重大ナル律法上ノ争訴ニ付控訴裁判ノ権ヲ右裁判所ニ授クルヲ良トシ殊ニ方今ニ在リテハ斯ク処置スルヲ至良ナリト思ヘリ」と述べ、海上裁判所に「控訴裁判ノ権」を付加するように求めている⁽⁴³⁾。ただし、大隈がこれを採用した形跡はない。

また翌三十日には、ヒルが記した「裁判役ニ任スル事並ニ其奉職ノ事ニ就テノ覚書」⁽⁴⁴⁾が翻訳され大隈に提出されるが、そこでヒルは「愚按スルニ裁判所并ニ裁判文此二ノ者ヲシテ大ニ効驗アラシメントナラハ裁判役ヲシテ日本ノ臣民タラシムヘキハ実ニ緊要ニシテ更ニ疑ヒナシ」として、海上裁判所に赴任する外国人裁判官は日本に帰化させるべきだと述べている。同覚書は事務局内で「ヒル戯言書」と呼ばれていたが、これには「ヒル戯言御国へ入籍戦利法院ノ任ヲ担当致度文意含蓄有之」⁽⁴⁵⁾との意見が付されており、ヒルは自ら戦利法院の裁判官に就任

する希望を持っていたこと、また台湾蕃地事務局でもこの件については、ヒルの提案を前向きに検討しようとしていたことがわかる。台湾蕃地事務局では、海上裁判所における「戦時ノ捕物等裁判」⁽⁴⁶⁾は「戦時ニ関渉無之トモ難申」として、外国人の裁判官では本国に召還される恐れもあることから、「然ルトキハヒル入籍相済候上ハ局外国ヨリ引戻シノ權利モ無之不馴ノ御国官員モ同人ニ依頼可也裁判モ出来可申ト奉存」として、「同人入籍ノ御取計相成度」と正院に上申しているのである。

なお、大隈はヒルに「新任米国駐日本公使ハ米国法律家二名ヲ択ミテ右裁判所ノ裁判官ニ任スルコトヲ委セラル可シ」⁽⁴⁷⁾と伝えており、三条は十一月四日、駐米公使に任じられた吉田清成へ、「万国公法上ノ顧問」として米国人二名を期限六カ年・月俸洋銀千ドルから千五百ドルの高条件で採用するよう命じている（第六九冊）⁽⁴⁸⁾。

このように、ヒルは台湾出兵の混乱を利用し、司法省における米国人勢力の拡大を図ろうとしていたと考えられる。しかし、大隈はヒルの意見を鵜呑みすることなく、取捨選択し戦時体制の整備を進めたため、ヒルの助言が全て採用されることはなかった。それでも、「万国公法上ノ顧問」として米国人の雇用が進められるなど、一部分においては、ヒルの助言が採用されていたことも注目されるべきであろう。

三 台湾出兵の終了

これまで述べてきたように、対清開戦の準備期においては、台湾蕃地事務局を中心として国際法に基づいた戦時体制が整備されつつあった。しかし、それが「最初の試金石」となることはなかった。北京ではすでに十月三十一日、大久保が清国との交渉を成功させ、「日清互換條款」に調印していたためである。明治政府へも十一月八日、調印の第一報がもたらされる。

北京談判の成功を聞き、最も落胆したのはヒルであつただろう。大隈は「日清互換條款」の調印を知るとすぐに、吉田へ「御着米之上戦利法院法律学士雇入一件ハ追テ以電信申入候迄御着手見合有之度」(第七五冊)と伝え、海上裁判所の設置を中止するのである。⁽⁴⁹⁾

おわりに

以上、日清開戦に備えおこなわれた国際法に基づく戦時体制の整備について述べてきた。詳細は本論で述べたとおりである。

すでに多くの台湾出兵研究で指摘されているように、明治政府は清国との開戦を現実的な危機と考え準備を進めていた。戦時国際法の研究もその一環となされたものである。明治政府では常に西欧列国の評価を気にしており、国際法に基づく戦時体制の整備は緊要な課題であつたのである。ただし、大久保の尽力により開戦が回避されたため、それが「最初の試金石」となることはなかった。

とはいえ、台湾出兵を契機として明治政府が国際法への認識を新たにしたこと、また、日清戦争から二十年も前に国際法に基づいた戦時体制の整備が試みられていたことは、それにヒルら複数の御雇外国人がかかわったことを含め、日本における国際法体制への適応の経過を理解するうえで看過されるべきではないだろう。

- (1) 外務省調査部編纂『大日本外交文書』第七卷、日本国際協会、一九三九、八三頁。
- (2) 「四月十九日付大隈重信宛三条実美書簡」(『大隈重信関係文書』第二卷、日本史籍協会、一九三三、二八五頁)。
- (3) 例えば、庄司万太郎「明治七年征台之役に於けるル、ジャンドル將軍の活躍」(台北帝国大学文政学部『史学科

- 研究年報』第二号、巖松堂書店、一九三五）、清沢冽『外政家としての大久保利通』（中央公論社、一九四二）、中村尚美「李仙得」（『日本歴史』第三五号、吉川弘文館、一九五二）、同「ル・ヂヤンドル外交意見 英露の極東政策と日本外交」（『大隈研究』第二号、一九五二）、石井孝「日本軍台湾侵攻をめぐる国際情勢」（『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、一九八二）、小林隆夫「台湾事件と琉球処分―ルジャンドルの役割再考―」Ⅰ・Ⅱ（『政治経済史学』第三四〇・三四一号、一九九四）、一瀬啓恵「明治初期における台湾出兵政策と国際法の適用」（『北大史学』第三五号、一九九五）など。
- （4） 蕃地事務局訳／大音龍太郎校正『堅土氏万国公法』国立公文書館内閣文庫所蔵。
- （5） 三橋猛雄『明治前期思想史文献』（明治堂書店、一九七六、二八一頁）、安岡昭男「万国公法と明治外交」（『政治経済史学』第二〇〇号、日本政治経済史学研究所、一九八三、一九一頁）、松隈清『国際法史の群像』酒井書店、一九九二、三九七頁。
- （6） 山内進「明治国家における『文明』と国際法」（『一橋論叢』第一一五巻第一号、一九九六、二八頁）。他に尾佐竹猛『近世日本の国際観念の発達』（共立社、一九三一、六〇頁）など。
- （7） 前掲「明治国家における『文明』と国際法」二八頁。
- （8） 「岩倉具視意見書」（国立国会図書館憲政資料室編集『三条実美関係文書（マイクロフィルム）』R四〇、北泉社、一九九七）。
- （9） 台湾出兵の経過および台湾蕃地事務局の働きについては、拙稿「明治七年台湾出兵の一考察―台湾蕃地事務局を中心として―」（『法学政治学論究』第六〇号、二〇〇四）参照。
- （10） なお、台湾蕃地事務局は設置当初、組織の態をなしていなかったが、八月二十九日によりやく「蕃地事務局仮章程」（拾遺之三）を作成する。
- （11） ヒルは一八三五年十一月十七日、米国で生まれる（武内博編『来日西洋人名事典』紀伊國屋書店、一九九五、三四〇頁）。明治二年頃に来日し、弁護士として働いていた（立脇和夫監修『ジャパン・ディレクトリー』第一巻、ゆまに書房、一九九六）。ヒルは明治五年三月より神奈川県庁に「代言人」として出仕し、七月には「法律取調方並裁判等二顧問」となる。同年八月に神奈川裁判所が設置されると、ヒルは神奈川県庁から神奈川裁判所に移り、十一月

には神奈川裁判所の管轄が県から司法省に移ったため、司法省出仕となる（ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』小学館、一九七五、三六二頁）。ヒルが台湾出兵にかかわるのは、五月に米国郵船ニューヨーク号の借り入れをめぐる諍いが日米間の訴訟事件に発展したさいで、ヒルは明治政府の「代言人」として働いている（第一五冊・第二六冊）。なお、ヒルについては、手塚豊「司法省御雇外人ヒルとその建白書」（『明治史研究雑纂』慶應通信、一九九四）、同「神奈川裁判所御雇外人ヒルの拷問廃止建言書」（『法学研究』第四十三卷第十二号、一九七〇）、および堀内節「明治初年における司法省御雇外国人関係記録抄」（『比較法雑誌』第九卷一号、一九七五）などの研究がある。

(12) 「明治八年二月二十七日付蕃地事務局勤務者調査書」（早稲田大学図書館編『大隈文書（マイクロフィルム）』R五、雄松堂書店、一九七七）。なお、明法寮では開戦危機の高まりから、大築拙藏にホイートン『国際法原理』の戦時法について記された部分を翻訳するよう命じていた。大築が台湾蕃地事務局に出仕したのは、ヒルに質問するためであったと考えられる。同翻訳は翌明治八年、『恵頓氏万国公法（始戦論）』として刊行されている（前掲「万国公法」と明治外交」一九一頁）。

(13) 「大日記」（第二号・明治七年七月貞・参謀局）、防衛研究所所蔵。

(14) ただし外務省では、「和訳万国公法」は「必用ニテ数日指出置候儀差支候間指出兼候」として断り、「至急之御入用ニテ一時ノ儀ニ候ハ、日数五日限全部差出可申」と回答している。

(15) それぞれ Halleck, H. W., *Elements of international law and laws of war*, Philadelphia, J. B. Lippincott & co, 1866, Philimore, Robert, Sir, *Commentaries upon international law*, Philadelphia, Pa.: T. & J. W. Johnson, 1834であろうか。なお、十九世紀の国際法学については、島田征夫「一九世紀後半の慣習国際法について」（『早稲田法学』第七四巻四号、一九九九）参照。

(16) 書籍代は二、〇〇〇ドルであった。なお、一覧表（第六八冊）では、総計四〇六冊となっているが、集計したかぎり四〇三冊であった。

(17) なお、デュブスケについては、手塚豊「明治法制史上におけるデュ・ブスケとブスケ」（前掲『明治史研究雑纂』参照）。

- (18) なお、日清戦争における捕獲審検所設置については、前掲「明治国家における『文明』と国際法」(二七頁以下)参照。
- (19) 前掲『国際法史の群像』四〇一頁。
- (20) 大槻文彦『箕作麟祥君伝』丸善、一九〇七、七一頁。
- (21) 住吉良人「明治初期における国際法意識」『法律論叢』第四十八巻第二号、一九七五、二七頁。
- (22) なお、大築も前掲『惠頓氏万国公法』(国立公文書館蔵)において、『国際法原理』の「支那訳本ノ如キ固ト原文ノ三カ一ニ過キス且ツ文意ノ間往々鮮シ難キ所亦尠ナカラス」と述べ、漢訳本の問題点を指摘している。このような問題もまた、明治政府が国際法を理解するうえで障害となっていたのである。
- (23) 大築は『国際法原理』を翻訳した理由として、「余公法ヲ訳スルニ臨ミ彼此其良書ヲ選ハント欲シテ之ヲ外人ニ諮ルニ皆同氏ノ書ヲ以テ就中可ナリトス」(前掲『惠頓氏万国公法』)と述べている。
- (24) 前掲『国際法史の群像』三三七頁。
- (25) なお、この項では特に注記のない場合、前掲「処蕃書類」公法類纂二を参照。
- (26) 当時の翻訳にしたがえば、バリ宣言は次の通りである(同右)。
- 一 タールス(巡洋捕敵船)今後廃止
 - 一 局外中立国ノ旗章ハ軍資密商ヲ除ク外敵国ノ商品ヲ保安ス
 - 一 局外中立国ノ商品ハ軍資密商ヲ除クノ外敵国ノ旗章ヲ以テ奪略スヘカラス
 - 一 封港ハ至要ノ時実勢之ヲ施行ス則十分之兵力ヲ以テ敵ノ通路出入ヲ禁止スル是ナリ
- なお、寺島は第一条を「海賊ノ義ハ従前ノ通り以來モ無タルヘキ事」と訳している(同右)。
- (27) なお、台湾出兵においてバリ宣言順守の通告はなされなかった。明治政府がバリ宣言に加盟するのは明治十九年である(外務省調査局編纂『日本外交文書』第二〇巻、国際連合研究会、一九四七、二一五頁)。
- (28) 前掲「処蕃書類」公法類纂二。
- (29) 同右。
- (30) 前掲「処蕃書類」公法類纂二。

(31) 前掲「処蕃書類」公法類纂四。

(32) 大隈は七月二十七日、正院へ「居留ノ支那人ハ期限相定帰清申付尚滞在情願ノ者ハ差許不苦唯地方官ニ命シ監護セシメ内応陰通ノ道ヲ嚴戒イタシ候迄ニテ宜哉否ノ事」(前掲『大隈重信関係文書』第二卷、四一一頁)と述べており、早くから居留清国人の取り扱いを考慮していたことがわかる。

(33) ヒルは草案提出のさい、「元来斯クノ如キ宣戦ノ告文ハ無用ニ属セシモノニテ実ハ右様ノ告文等無之戦闘ニ至リ候モノ多分有之候即チ両国ノ人民互ニ干戈ヲ交ヘ候得者所謂開戦」として、デユブスケと異なる意見を述べていた(第八〇冊)。

(34) 「十月二十日付大久保宛大隈書簡」(立教大学文学部史学科日本史研究室編『大久保利通関係文書』二、吉川弘文館、一九六六、一七〇頁)。

(35) なお、ヒルによる草案はつぎのように簡潔なものであった。

天佑ヲ保有シ万世一系ノ天位ヲ紹ケル第百二十五世タル日本皇帝朕□□今般内閣諸臣ト讜議シ我国ノ盛名ト裨益トヲ謀リ左ノ公布ヲナス

此所ニ清国ト現今隙ヲ生スル所以ヨリ我政府爾後諸般ノ所置及ヒ清国ニ於テ正理ヲ踏マサル顛末ヲ述ヘサルヲ得ス是其伸理ヲ需ムル所以ニシテ此公告ノ止ヲ得サルニ出ル所以也等ノ次第ヲ記載スヘシ

今我カ素志ノ正理ニ近キハ之レヲ皇夫ニ質シ人タ我カ所置ノ可ナルヘキハ明哲ノ今ヲシテ之レヲ判セシム抑モ我国ト清国トノ開戦ハ朕之レニ依テ宣告スルモノナリ

明治七年何月何日於東京朕躬ヲ国璽ヲ押シテ之レヲ与フ

また、スミスによる草案はつぎの通りである。

万世一系ノ帝祚ヲ踐タル日本天皇陸仁現ニ我国ト清国トノ間ニ兵端ヲ開ク実ニ慨歎ニ堪スト雖モ普ク之ヲ我忠良ノ臣民ニ諭シ併テ之ヲ宇内ノ人ニ告ク朕奮勵ニハ列聖遺風ノ勇武ニ依リニハ我国天賜ノ財産ニ頼リニハ古来我國曾テ他国ノ征服ヲ受サルノ故ニ因リ此一戦ニ於テモ誓ヲ赫輝タル旭日ノ旗章汚サ、ルノ念力ヲ以テ快ク雌雄ヲ決セントス蓋シ我人民ノ能ク国家ニ忠ヲ尽シ力ヲ竭スハ朕国ヨリ深ク信スル所ニシテ国家危急ノ秋ニ当リ快ク欲スルヲ知ル抑今般交戦ニ至リシ由縁ハ実ニ此ヲ得サルニ出テ(其情実ヲ記ス)

朕嚴ニ我衆民ニ令ス我人民ハ素ノ仮令一時我朝ニ臣事スル者ト雖モ再ニ平和ノ期ニ至ル迄ハ清國ノ諸地方及ヒ其住民ト經營スル所ノ商事ハ一切之ヲ斷ツヘシ万一此類不正ノ商業ヲ做ス者アル時ハ其輸出輸入ノ物品ハ仮令中立國ノ船舶ニ載スル者ト雖モ之ヲ沒收シ本人ハ我裁判所ニ任シテ行ハシムル所ノ律ニ依テ之ヲ罰スヘシ

朕極テ兵害ノ少ナカラシムコトヲ望ム故ニ我國内ノ居留スル清國人民此諭告ノ旨意ヲ遵奉シ且我國ニ居留セサル他ノ清國人民ト言詞文書ノ往復ヲ斷ツニ於テハ其生命及ヒ資産ニ妨害ヲ加フルコトナシ是レ朕カ本意ナリ若シ又清國人民我國ヲ去ラント欲セハ預メ適宜ノ法ヲ設ケテ此特典ノ干犯ヲ防キ以テ其情願ヲ許シ且其者等ノ事務整頓ノ為此日附ヨリ幾月ニ超サル相当ノ時日ヲ与フヘシ

(36) なお、デヨンスは大隈に「此儀真ニ然ルヘシ」と答えながらも、「戦利法院ヲ設立スルハ其費若干而シテ其裁判ヨリ生スル処ノ責独ニ日本政府ニ帰ス」として「不如是ヲ領事ノ裁斷ニ任セ代人ヲ審斷ノ席ニ送リテ成ルヘク正論ニ帰セシメハ政府ノ担任輕クシテ事行フニ易シ」と述べている。

(37) 当時の司法制度改革については、菊山正明『明治国家の形成と司法制度』（御茶の水書房、一九九三、一九一頁以下）参照。

(38) 例えば、日清戦争においてはそれぞれ勅令によつて、開戦後の八月二十日に捕獲審検令が達せられ、九月二日に捕獲審検所および高等捕獲審検所が設置、終戦後の九月二十六日に共に閉鎖されている（『御署名原本（明治二十七年・二十八年）』国立公文書館蔵）。

(39) なお、ヒルは「上等裁判所」を、七月に工部省でおこなわれた会議の決議に基づき設置するよう求めている。七月二十四日付『郵便報知新聞』（『府下雑報』欄）によれば、「工部省内に於て毎月十六の日法律件に付内會議」が開かれており、参加者は工部卿伊藤博文、権大判事玉乃世履、外務少輔上野景範、外務大丞塩田三郎、外務省御雇スミス、工部省御雇デビソン、税官御雇ラヲダ、司法省御雇ブスケ、司法省御雇ヒルの九名である。「戦利法院覚書」の附録に決議の一部が添付されているが、それによれば「東京ニ終審裁判所一箇ヲ設ケ全国ノ控訴裁判ノ權ヲ掌握セシム可シ但シ其裁判所ハ裁判官五名ニシテ其中二名ハ日本人三名ハ外國人タル可キ事」（第五一冊）などが決められていたという。

(40) 前掲「司法省御雇外人ヒルとその建白書」二三三頁。

- (41) ヒルは明治十四年三月まで司法省に出仕するが、仏国人の勢力が強い司法省においては、契約更改の度に給料が下がるなど、影響力は低下していったという(前掲「司法省御雇外人ヒルとその建白書」二三三頁)。
- (42) 前掲「処蕃書類」公法類纂三。
- (43) 司法省の強い求めにより明治政府では七月二十五日、控訴裁判所の設置を決めたが、経費削減の必要から中止されていた(前掲「明治国家の形成と司法制度」二一七頁)。
- (44) 前掲「処蕃書類」公法類纂三。
- (45) 同右。
- (46) 同右。
- (47) 同右。
- (48) なお、「海軍裁判所取設ケノ法律案文」には、「右裁判所ニハ裁判役二員ヲ置キ其在職期ハ六ケ年ニシテ其俸給ハ一名毎二一ケ年一万八千円タルヘキ事」などとあり、同法律案文が海上裁判所設置の参考とされたことがわかる。
- (49) 台湾蕃地事務局では台湾出兵の終了後、ヒルに褒賞金の下賜を検討するが、ヒルの「宿願」は明治天皇に「謁見之上御写真拝領」であった。ヒルは明治八年四月八日、明治天皇に謁見し勅語を受けている(第一〇六冊)。